

意見書案第3号

国会議員の政治倫理の更なる向上及び政治資金規正法の制裁強化を求める
意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 大島 明

〃 岩崎善幸

〃 竹間幸一

〃 佐々木由美子

〃 猪股美恵

国会議員の政治倫理の更なる向上及び政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

現在、国会では、現職の内閣総理大臣及び与党幹事長という要職にある国会議員による脱税や偽装献金、違法献金等と誤解されかねない虚偽記載があった問題で、政治資金規正法違反により、関係者が逮捕・起訴され、さらには、国務大臣や与党国会議員の事務所費問題、労働組合から違法な政治資金を提供していたとされる問題など異例の事態が相次いで生じている。

こうした事態について、関係する国会議員から主権者である国民に対して明確な説明がなされていないことから、国民世論に政治不信を呼び起こし、不安と疑念が生じている。

今回の事件は決して秘書らの責任やミスで終結させることができるものではなく、本来政治資金の会計責任者を選任し、監督する義務は国会議員が負うべきものであり、秘書等の不祥事の責任は当然にその国会議員の責任となることは明白である。

たとえ、法的責任は免れたとしても、政治的・道義的責任は問われなければならず、国会の責務として解明をすべき国会議員自らの政治倫理が問われる問題である。

現在の政治資金規正法第25条第2項には、「会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されているが、不正を犯した会計責任者を選任する段階で「相当の注意を怠った」と立証することは、実際には困難であり、実効性に欠けていると言わざるを得ない。

したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」とし、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば連座制を問えるよう同法を改めるべきである。

よって、国におかれでは、国会への信頼回復を図るため、今回の事件の疑惑解明に向けた取組を行うことにより、国民への説明責任を果たすとともに、国会議員の政治倫理の更なる向上に努め、政治資金規正法の制裁強化をされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 あて

内閣総理大臣

総務大臣